

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に介護職として雇用され、同市内のグループホームD（以下「事業場」という。）に配属されて、認知症入居者の世話などの介護業務に従事していた。

請求人によると、特定のE入居者から、日常的に身体を触られたり、性的な発言を受けていたが、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、施設内のキッチンで朝食の準備をしていたところ、同入居者からキッチン内にあった包丁を突き付けられ、包丁を取り上げる際に左手首を負傷したため、同日は早退し、翌日から憂うつな気持ちになったとしている。

請求人は、同月〇日、F病院に受診したところ「適応障害」と診断された。

請求人は、施設入居者からセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受けたことや同人から包丁を向けられたことなどが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 決定書理由第2の2の(2)のウの(ソ)を次のように改める。

「(ソ) 次に、請求人は『正社員なんだからこれくらいしてよ』とパート職員から言われる」、「パート職員はやりたいことしかやらなかった」旨述べているが、パート職員との間に言い争いがあった事実は確認されておらず、単に請求人が不満に思っている気持ちを述べたに過ぎないと思料され、具体的出来事としてあてはめることができないことから、心理的負荷の評価の対象とはならない。」

3 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の症状の経緯等に鑑みると、ICD-10診断ガイドラインに照らして、平成〇年〇月中旬頃に「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断するとしている。

G医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「F43.2 適応障害」とし、発病時期については、入居者のEから包丁を向けられた「平成〇年〇月〇日」頃と推察されるとしており、当審査会としては、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局

長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人は、発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、決定書理由第2の2の(2)のウの(ウ)に説示するとおり、①平成〇年〇月に入居したEによるセクハラ行為、②平成〇年〇月〇日にEから包丁を向けられた出来事、③業務における請求人からの相談に対する管理者の対応、④パート職員から「正社員なんだからこれくらいしてよ」などと言われたことを挙げているので、以下、認定基準別表1の「業務による心理的負荷評価表」により、これらの出来事について検討すると、次のとおりである。

ア 入居者であるEによる職員へのセクハラ行為については、介護職員が作成する「ケアサービス記録」においても記載されており、事実であると認められる。もっとも、その行為は、請求人に対してだけ行われていたものではなく、Hホーム長によると、若い女性職員に対してはとりわけ顕著であったとのことであり、請求人もその事実を認めている。この出来事は、認定基準別表第1の具体的出来事の「セクハラを受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するものの、その行為者は、認知症を患っている高齢者であり、Hホーム長や請求人を含めた介護職員が事情を認識し、対応が検討されていたことから、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 平成〇年〇月〇日の出来事とは、請求人によると、同日午前〇時頃、朝食の準備のためキッチンに居たところ、Eが入って来て居室に来るよう言われたが、請求人が断ると、Eがシンクにあったボウルを請求人に投げつけ、包丁を右手に持って請求人に差し向けたというものである。相手が認知症の高齢者であるとはいえ、包丁を向けられたという経験は、認定基準別表第1の具体的出来事の「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみることができる。

請求人は、事実の経緯について、平成〇年〇月〇日付け電話聴取書では、要旨、「左手でEから包丁を取り上げた際、左手首に包丁の刃が当たり、2本のかすり傷ができ、出血したが水で流したら血が止まったので絆創膏はしな

かった。」と述べている。しかし、「ケアサービス記録」には、Eから包丁を取り上げた際に左手首を負傷したとする記載はなく、Hホーム長も、平成〇年〇月〇日付け聴取書で、要旨、「請求人は普段どおりであり、ケガをしたとは言っておらず、私から見て、ケガをしている様子はなかった。」と述べており、負傷の事実は確認できない。請求人は、この一連の出来事後、Eを居室に誘導し、入室を確認し、退室し、その後午前〇時の巡回でEの様子も確認していることが認められることから、当審査会としても、これらの一連の出来事の心理的負荷の総合評価は、決定書理由第2の2の(2)のウの(ケ)ないし(シ)に説示するとおり「中」とであると判断する。

ウ 請求人は、Eの言動について管理者に相談しても、「どこにでもある」、「もっとひどい人がいる」などと言って取り合ってくれず、また、他の利用者がケガをした際には事故の責任を取らされ、事故報告書を書かされた上、Hホーム長及び計画作成者のIから「何で見守りができないのか」、「何でこういうことが起きたのか」と言われるなどした結果、誰にも相談できなくなったと述べている。請求人の主張の真偽は確認できないものの、同出来事については決定書理由第2の2の(2)のウの(ス)及び(セ)に説示するとおり、認定基準別表第1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当するとみることができる。

この点、まず、Eに対する対応については、平成〇年〇月〇日にケースカンファレンスにおいて、対策が話し合われ、請求人の対応の仕方についての指導もなされており、また、管理者によるパワーハラスメント等があったかについては、会社の介護職員は一様に「ない」、「感じたことはない」と申述しており、周囲からも確認できるような上司と請求人との間に対立が生じていたとは認められず、当該出来事の心理的負荷の総合評価は、当審査会としても、「弱」とであると判断する。

エ パート職員から「正社員なんだからこれくらいしてよ」などと言われた旨の申述については、当審査会としても、前記3による決定書理由第2の2の(2)のウの(ソ)の訂正後のものに説示するとおり、パート職員との間に言い争いがあった事実は認められておらず、心理的負荷をもたらす出来事としては評価できないものと判断する。

(4) 以上を総合すると、業務による心理的負荷の全体評価は、決定書理由第2の

2の(2)のウの(タ)に説示するとおり恒常的な長時間労働も認められないことから、同第2の2の(2)のウの(チ)に説示するとおり「中」であり、「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(5) その他、請求人から提出された資料について改めて子細に検討したが、発病後の出来事も多くあり、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。